



令和6年7月19日
畜産課

本県における野生いのししの豚熱感染（県内2例目）について

令和6年7月18日に西条市で発見された死亡野生いのししについて、本日、家畜病性鑑定所で豚熱の遺伝子検査を実施したところ、豚熱の感染であると判定されました。

1 感染個体の概要

発見日：令和6年7月18日（木）

発見場所：西条市

感染個体：死亡野生いのしし

1頭 成獣 雌 体長約70cm 体重約45kg

2 経緯

令和6年7月18日（木）、西条市で発見された死亡野生いのししについて、本日、家畜病性鑑定所で遺伝子検査を実施したところ、豚熱の感染が確認されました。
※当該いのししの発見場所は消毒済みです。

3 今後の対応

(1) 移動・搬出制限区域及び消毒ポイントの取り扱い

本県は、令和3年10月から飼養豚等に対してワクチン接種しているため、移動・搬出制限区域の設定や消毒ポイントの設置は行いません。

(2) 養豚場における発生予防対策の徹底

県内65戸の養豚場、市町、関係団体・機関等に対し、改めて情報提供と注意喚起を行い、養豚場に対しては飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導します。

(3) 野生いのししにおけるまん延防止対策の徹底

感染確認区域（確認地点から半径10km圏内）における死亡又は捕獲された野生いのししの検査を強化します。

4 その他

(1) 豚熱は豚といのししの病気であり、人に感染することはありません。

(2) ワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません。

(3) 感染豚の肉が市場に流通することはありませんが、万が一、人が感染豚やいのししの肉を食べても、健康に影響はありません。

〈問い合わせ先〉

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課

担当：稲谷

TEL：089-912-2580

FAX：089-912-2574